

## SAYAMA×SAYAMA

## 狭山事件から 60 年

## 部落差別と冤罪を考える

7月1日(土)

13:20~16:50 (13:00開場)

第一部 映画上映 金聖雄監督(2014)

「SAYAMA 見えない手錠をはずすまで」(105分)

第二部 講演「狭山事件 60年目の真実—万年筆は二セモノだった」

片岡 明幸 氏(部落解放同盟中央本部副委員長 同狭山闘争本部長)

大阪公立大学 文化交流センター ホール 定員 120名

大阪市北区梅田 1-2-2-600 (大阪駅前第2ビル6階)

参加希望者は [otazune@rchr.osaka-cu.ac.jp](mailto:otazune@rchr.osaka-cu.ac.jp) に前日正午までにご連絡ください。定員に

達し次第締め切りとさせていただきます。お問い合わせはセンターまで

無料

1963年5月1日、埼玉県狭山市で女子高校生が行方不明となり、自宅に身代金を要求する脅迫状が届いた。その受け渡し場所に現れた犯人を警察は取り逃がし、女子高生は遺体で発見された。警察は現場に近い被差別部落出身の青年、石川一雄さん(当時 24 歳)を証拠のないままに逮捕、「自白」により犯人だと断定した。

これにより、石川さんは第一審で死刑判決を受ける(1964)。取調べの際に「10年で出してやる」と言われ、虚偽の自白をしたことなどを訴え、同年の控訴審開始以来、石川さんは一貫して無実を訴え続けている。にもかかわらず、東京高裁判決(1977)では無期懲役判決。弁護団は1977年と86年に再審を請求したがいずれも棄却、1994年に石川さんが仮出所した後、2006年に、第三次再審請求を行っている。

第三次再審請求では、有力な新証拠と専門家による科学的鑑定結果を提出しているが、その一つが「万年筆のインク」に係るものである。被害者が使っていた万年筆と、石川さんの自宅で「発見」された万年筆のインク成分が「異なる」という鑑定結果は、警察の取り調べによる「自白」の信用性に最大の疑問を提起する。狭山事件から60年の節目を迎え、改めて部落差別と刑事司法、冤罪の問題について考えます。